

# 盛岡剣道協会規約

第1条 本会は、「盛岡剣道協会」と称する。

第2条 本会の事務所は、盛岡市盛岡駅前北通7-10 (有)橋市武道具センターに置く。

第3条 本会は、剣道の普及と発展に供し、会員の身心を練磨し、技量の向上と相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は、会の目的に賛同する者を以ってするほか、名誉会員（剣道練達者または、功労者にして、本協会の推薦する者および剣道に理解を有し、篤志を以って本協会の事業に協力する者）を以って組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 理事   | 若干名 |
| (4) 理事長  | 1名  |
| (5) 監事   | 2名  |
| (6) 事務局長 | 1名  |

2 役員は、総会において選出する。

3 理事長は、理事または事務局長のうちから互選する。

4 事務局長は、理事または事務局のうちから互選する。

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し会務の執行に当たる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問、参与および相談役を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦を得て、会長がこれを委嘱し、参与および相談役は、同じ

く会長が任命する。

- 3 顧問、参与および相談役は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

第9条 本会の会議は総会、役員会および理事会とする。

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し会議の議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。

第11条 総会は、次ぎに掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定および改廃に関する事。
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事。
- (3) 事業報告および決算の承認に関する事。
- (4) その他本会の運営に関する事項。

第12条 役員会は、第5条の役員を以って構成し、会長がこれを招集する。

第13条 理事会は、理事長が招集し次ぎに掲げる事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) その他本会の運営上、会長が必要と認めた事項。

第14条 本会の経費は、会費（入会金を含む）、寄付金およびその他を以って充てる。

- 2 入会金 2,000円、個人年会費 6,000円とする。
- 3 学生の個人年会費は3,000円とする。学生とは大学生および専門学校に通学するものを言う。学生は学生証等の身分を証明するものの写しを会費納入時に提示すること。

第15条 会員は、所定の会費を納入するものとする（ただし、名誉会員は除く）。ただし、2年間会費未納者は会員の資格を喪失する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

- 附則
- ◎ この規約は、昭和56年6月27日から施行する。
  - ◎ 盛岡剣道協会規約（昭和38年4月1日決定）は廃止する。
  - ◎ この規約は、昭和58年5月30日から施行する。

- ◎ この規約は、昭和 58 年 5 月 30 日から施行する。
- ◎ この規約は、昭和 61 年 5 月 30 日から施行する。
- ◎ この規約は、昭和 62 年 4 月 10 日から施行する。
- ◎ この規約は、平成 2 年 4 月 27 日から施行する。
- ◎ この規約は、平成 18 年 4 月 8 日から施行する。
- ◎ この規約は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。